

工業会活動

航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する 国際フォーラムに参加して

第8回となる「航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する国際フォーラム (International Forum on Business Ethical Conduct for the Aerospace and Defense Industry: IFBEC) の年次大会 (Annual Conference) が2017年10月24日、25日の2日間、米国ワシントンDCのジョージ・ワシントン大学ロースクール (以下GW Lawという。) で開催された。

今回は米国航空宇宙工業会 (AIA) と欧州航空宇宙防衛工業会 (ASD) 所属の欧米主要企業の企業倫理・コンプライアンス責任者、NATO、欧米政府機関、NGO団体に、学術研究分野からGW Law関係者が加わり、総勢83名による交流・情報交換が行われた。

主要なトピックとしては、防衛調達における人身取引の動向、オフセット・コンプライアンス、ISO37001等が取り上げられた。SJAC企業倫理委員会事務局として参加の機会を得たので、以下、本年次大会について概要を報告する。

(開催実績)

- 第1回 (2010年 1月13日 : ドイツ・ベルリン)
- 第2回 (2011年10月19-20日 : 米国・ワシントンDC)
- 第3回 (2012年 9月13-14日 : スペイン・マドリッド)
- 第4回 (2013年10月15-16日 : 米国・ワシントンDC)
- 第5回 (2014年11月8 - 9日 : ベルギー・ブリュッセル)
- 第6回 (2015年11月19 - 20日 : 米国・ボストン)
- 第7回 (2016年11月15 - 16日 : 英国・ロンドン)



ジョージ・ワシントン大学ロースクール

1. 第8回年次大会の概要

2日間に亘る年次大会はIFBEC 議長の Timothy Schultz氏 (Raytheon社) と副議長の Dominique Lamoureux氏 (Thales社)、Jessica Tillipman氏 (GW Law) らが進行を務めた。以下、主要な講演について報告する。

(1) Opening Remarks

IFBEC議長が開会宣言で、今回の年次大会は、従来の産業界代表者によるプレゼンテーション主体の構成を変更し、GW Law等の学術研究機関関係者によるハイレベルな政策課題に焦点を当てたパネルを中心に行う旨発言



年次大会風景（左：Timothy Schultz IFBEC議長、右：主要講演者）

し、GW Lawで政府調達契約での腐敗防止、コンプライアンスセミナーを担当する法律講師のJessica Tillipman氏がGW Law及びパネルの概要を説明した。

(2) Human Trafficking Developments in Defense Procurement

（防衛調達における人身取引の動向）

・講演者：Martina Vandenberg氏

（Human Trafficking Legal Center）、
Amol Mehra氏（ICAR）、
Shawn MacDonald氏（Verité CEO）、
Brian Iselin氏（Slave Free Trade）

・国際労働機関（ILO）のデータによると世界における人身取引の被害者は2,500万人に及ぶと言われる。人身取引は児童労働を含む強制労働、性的搾取、臓器摘出など様々な非人道的行為が含まれる。一般に、その多くが女性・児童に対する性的搾取と思われがちであるが、実は4分の3は製造業、農業、建設業、家事労働等のサービス業などの分野で行われている強制労働である。

（事例1）Signal International社訴訟

米国ハリケーン・カトリーナ（2005年）の災害復興作業で労働不足が発生していることに目を付けたSignal社がインドから季節労働ビザを使った大量の労働者を不正に確保した。労働者たちは高賃金を求め、ブローカーに登録料を支払い、渡米したが、入国後はパ

スポーツを取り上げられ、劣悪な居住環境の下、危険作業を強いられ、賃金の不当搾取等を受けた。この事件は起訴され、2014年に同社は原告団の労働者に1,400万ドルの補償金支払い命令を受け、倒産した。

（事例2）タイ水産業での強制労働（2014年6月英ガーディアン紙掲載）

タイで養殖エビの餌を生産する業者が、人材仲介業者によって不当に集められた労働者を、洋上で操業する船で、無休・長時間労働をさせる中、暴行・殺人等が行われていたもの。人権侵害報道がなされた結果、この事件はタイのエビ養殖業者（餌の購入者）及び、欧米の有名大手スーパー（養殖エビの最終販売者）までも巻き込む事案となった。

（事例3）1990年代に起きたボスニア・ヘルツェゴヴィナ内紛に係る国連平和維持活動における平和安定化部隊（SFOR）で働く米軍請負業者による人身取引（性的搾取）が発覚。

（事例4）在アフガニスタン米国大使館の民間警備会社の虚偽請求行為

2011年にアフガニスタンのカブールにある米大使館の警備を請け負うArmor Group North America社の現地社員が規律・モラルを乱し、契約違反の状態になっていたところ、公益通

報者に米国の虚偽請求取締法 (False Claims Act) に基づく訴訟を提起され、敗訴の結果、750万ドルを支払った。

(補足：米国の虚偽請求取締法は政府との契約において不正があったことを告発した場合、内部通報者が不正行為者を相手に公費返還訴訟 (損害額の3倍) を起こし、勝訴した場合は損害賠償額の10~30%を報償として与えられる。)

- ・米国司法当局はFCPA (海外腐敗行為防止法) の域外適用による摘発を始め、また、英国は「現代奴隷法」によって英国企業だけでなく、英国内で事業を行う外国企業に対し、人権侵害防止への取組みについて開示することを求めているなど、防衛、航空宇宙分野においても、多国籍化企業のサプライチェーンリスクが高まっている。これらの事例を踏まえ、多くの企業では人身取引に加担している可能性リスクの排除に真剣に取り組む必要があるが、特にサプライチェーンにおけるデュー・デリジェンス (due diligence : 企業の注意義務) と「人身取引に関する説明責任」に注目が当てられている。

(3) International Developments in Whistleblowing Laws

(内部通報者保護法の国際展開)

- ・講演者：Chris Yukins氏 (GW Law)、
Kathleen Clark 氏 (GW Law)、
Stephen Zimmermann氏
(World Bank)、
Bob Matheson氏
(Public Concern at Work)
- ・内部通報者の存在は、腐敗との戦い、一般国民と自然環境の保護、法令違反に対する

説明責任等において重要な役割を果たす。不正行為の疑いで内部通報がなされると企業は財政的にも重大な損害を受ける可能性がある。

- ・法律は内部通報者に何らかの保護を提供し、内部通報行為を様々な方法で推奨することにより、その結果生じる社会的利益を認識している。
- ・米国では内部通報制度を推進するため、次の5つの方法が取られている。
 - ①個人に特定の種類の不正またはその他の危険を報告することを要求する。
(例：教師、医療従事者等は児童虐待が疑われる時に報告義務を負う。)
 - ②内部通報者に対する報復禁止と、報復した場合の処罰を行う。
 - ③報復を受けた内部通報者への補償。
 - ④組織に対し、内部通報を容易にするための仕組み作りを要求・奨励する。
(例1：サーベンス・オクスリー法 (SOX法・2002年企業改革法) では内部通報を行った従業員に対する解雇、降格、その他雇用条件上の不公平な取扱いをしてはならないとの規定を設けた。
例2：米国国防契約業者は国防総省の不正行為ホットラインが掲載されたポスター掲示が要求される。等)
 - ⑤内部通報者自身への金銭的インセンティブの提供。
(例：「虚偽請求取締法」における報奨金制度)

但し、これだけでは内部通報者の保護は完全ではなく、「内部通報者」の定義に該当しないとして、救済を受けられない事例も多く、まだ改善の余地がある。

(4) Update on Sapin II law (サバンII法に関する最新情報)

EXTENDED REQUESTS FOR DUE DILIGENCE AND TRANSPARENCY

A global and international trend

- > UK New Slavery Act
- > British Attorney General new plans to tackle corporate fraud (money laundering, false accounting, etc.)
- > Due diligence guidance for OECD Guidelines for multinational enterprises
- > Binding UN Treaty on Human Rights under negotiation
- > European Parliament resolution on corporate liability for serious Human rights abuse in third countries (Oct. 16)
- > Yates memo in the USA + FCPA Pilot Program

Plus an irreplaceable call for more transparency and reporting

7 Ethics and Corporate Responsibility - October 2017



THALES

- ・ 講演者：Corinne Lagache氏（Safran社）、
Dominique Lamoureux氏（Thales社）
 - ・ サパンⅡ法はフランスで2016年12月制定、
本年6月施行された新たな「腐敗行為防止
法」である。具体的には、①腐敗防止機関
（Agence Francaise Anticorruption：AFA）の
設置、権限・人員の拡大、②500名以上の
従業員・売上高1億ユーロ以上の企業に対
し腐敗防止・監視プログラムの実施を義務
付け、③内部通報者保護の強化、④外国公
務員贈賄に係る域外適用範囲の拡大-従来、
フランス国籍保有者が処罰対象であったの
が、同国居住者や同国で活動する企業（子
会社、JV、国際サプライチェーン）までが、
その対象に含まれる 等が謳われている。
 - ・ 英国の現代奴隷法（Modern Slavery Act
2015）、OECD多国籍企業ガイドラインの
デュー・デリジェンス・ガイダンス、第三国
における深刻な人権侵害に対する企業責任
に関する欧州議会決議（10月16日決議）等
様々な動きの中で、デュー・デリジェンスと
透明性の拡大要求が世界的な傾向である。
- (5) 基調講演：Compliance under the new
ISO 37001 standard
(新標準ISO37001の下でのコンプライアンス)
- ・ 講演者：Pierrick Le Gore氏（Alstom社）
 - ・ フランスに本社を持つ、鉄道車両・重電大
手のAlstom社は、2016年10月に国際標準化
機構（ISO）がリリースした「賄賂防止マ
ネジメントシステム：ISO37001」の認証を
他社に先駆け2017年6月に取得した。
 - ・ 同社（及び米国子会社）は2014年にインド
ネシアなどでの事業受注に係る贈賄によ
り、米海外腐敗防止法（FCPA）違反で有
罪判決を受け、7億ドルの罰金が科された。
このことをきっかけに同社は腐敗防止シ
ステムの進化に取り組み、継続的な改善プ
ロセスを続け、コンプライアンスの更なる
推進を目指す中で、ISO37001認証取得に
向けた活動も実施した。
 - ・ ISO37001は官民を含む大小様々な規模の
企業等に対し、賄賂の防止、検出、対応の
ための一連の措置を提唱するものである。
今回、同社の認証審査はフランス国家標
準機関（AFNOR）が担当し、倫理・コン
プライアンス方針、グループ会社（欧州7
拠点）を含む従業員の倫理規範、既存の
贈賄防止手続き、教育訓練ツール等様々
な観点から賄賂防止システムの妥当性を
審査された。
 - ・ 今後、このマネジメントシステムの持続
可能性を確認するため、毎年審査が行わ
れるが、同社は、アジア太平洋地区の
工場についても認証を追加申請する予
定である。

- ・これらの活動は企業の財務面の改善への寄与等に加え、経営者の姿勢（Tone at the Top）、調達のリスク手順、独立した専門の倫理・コンプライアンス（E&C）部門や250名からなるE&Cネットワークの助言、監督等による「集団行動」の実践というガバナンスの側面からも非常に重要である。AFNORによる認証審査でもこの点にスポットライトが当たっていた。

(6) Problem Solving for Offset Compliance Issues

（オフセット・コンプライアンスの問題解決）

- ・講演者：Bill Steinman氏
（Steinman & Rodgers, GW Law教授）
- ・オフセットは輸入国（調達国）が輸出国・企業に対し課す「見返り条件」として定義づけられる。米国商務省産業安全保障局によると同国では1993年から2015年の間に1,800億ドルの輸出に対し、1,100億ドル相当のオフセット契約を締結しており、その内、直接オフセットが約40%、間接オフセットが60%を占めている。
- ・「直接オフセット」は輸入する装備品自身に直接関わるもの（ノックダウン生産、部品等の現地生産、現地企業による維持整備等）で、「間接オフセット」は調達装備品とは直接関係のない形（輸入国に対する投資や技術移転、天然資源、農産物などの購入等）で輸入国側にお金落ちるものである。特に、間接オフセットについては適切なプロジェクトを見つける困難さは、藁の中から針を見つけ出すようなものである。
- ・オフセット取引に内在するコンプライアンス・リスクについては、①オフセット・アドバイザー ②間接オフセット・パートナー ③直接オフセット下請業者という「第三者」との付き合い方がポイントとなる。

る。企業はこれらエージェントの利用や、現地企業の採用や接待などの高リスク行為については、適切な社内決裁ルートの構築や記録、監査等の体制整備が不可欠であるが、その根底には腐敗、賄賂等の芽がないかを確認するデュー・デリジェンスの徹底が必要である。例えば、第三者であるビジネスパートナーの選定と同様に、オフセット・アドバイザーの当該国政府職員との関係の明確化である。アドバイザーが当該職員の管理下であれば、アドバイザーへの支払いはそのまま職員に流れる。

勿論、オフセット・アドバイザー等は本来、国際セールスエージェントやコンサルタントと同様、重要かつ合法的なサービスを提供するものであり、その存在が直ちに危険であり、その採用を警告するというものではないが、潜在的な懸念事項を認識し、適切に対処することが重要である。

- (7) 最後に、IFBEC議長のTimothy Schultz氏から参加者及び発表者に対する謝辞と、次回（第9回）年次大会を2018年秋にフランス（パリ）で開催する旨発表され、閉会した。

2. 所感

本年次大会も回を重ねる中、会議の構成を変える等の工夫がなされていた。

防衛装備移転に係る官民の活動も、経済産業省、防衛装備庁による各種フォーラムや主要海外展示会での情報発信等が、また、工業会も国内外の展示会や産業間対話等で海外の航空宇宙工業会・企業との交流を着実に重ね、深化を図っているところである。

防衛装備移転については成果の期待が高まる中、ここで取り上げたような国際ビジネス倫理行動に問題が発生すると、その影響は計り知れない。

SJAC会員会社は各々この問題に積極的に取り組まれていることと思うが、様々なルートから常に新しい情報を入手し、吸収していく必要がある。本報告もその一助となっていることを期待する。

3. 補足資料：SJAC企業倫理委員会活動について

(1) AIAとASDは2009年11月にヘルシンキで「航空宇宙産業に関するビジネス倫理の国際原則」(Global Principles of Business Ethics for the Aerospace and Defense Industry：以下、「国際原則」)に調印し、それまで欧米がそれぞれ倫理綱領を定め、個別に実践していたものを、欧米間で共通の企業倫理憲章を持つことに改められた。翌年2010年1月に第1回のIFBEC Annual Conferenceがベルリンで開催された後、欧州と米国で交互に実施されており、今回で8回目の開催となる。

(2) 「国際原則」の主な内容は、

- ①それぞれの企業は社員教育を推進し、内部告発を奨励するための組織を作ること
- ②汚職防止に関し国際法、ビジネスを展開する相手国の法律や社内規則などを遵守するべく、細目の規定を設けること
- ③アドバイザーを活用する場合、法遵守の教育を行うとともに、金銭の支払いなどをきちんと管理すること
- ④利益相反にならぬよう、各種の法律や規則、命令への遵守を求めること
- ⑤企業の秘密の遵守として、自分の属する会社の秘密はもちろん、以前属していた会社の秘密をも遵守すること

などを求めている。

(3) IFBEC会員は、レイセオン社、エアバス社、サーブ社、サフラン社、ゼネラル・ダイナミックス社、ダッソー・アビエーション社、タレス社、ノースロップ・グラマン社、BAEシステムズ社、ボーイング社、ボンバルディア社、レオナルド社、ロールス・ロイス社、ロッキード・マーチン社等、現在34社から構成されている。

(4) IFBECのミッションは、AIAとASD共通の企業倫理規範である「国際原則」を通じ企業倫理を世界の航空宇宙産業全体に普及させていくことであるが、年に一度の国際フォーラムの開催を通じ、企業、政府、一般団体などとの情報交換や最優良事例の発表とともに、双方向の対話を通じ、業界全体の倫理基準の強化を図っている。

(5) SJACの対応としては、

- ①欧米とともに国際的なビジネス倫理活動を推進していく必要がある。
- ②この活動の基本は、企業の自主的な活動であり、工業会は倫理活動を勧奨するが、管理監督はしない。
- ③欧米が倫理活動の推進として重視している贈収賄に焦点を置き、我が国で既に制定されている経団連憲章を参考とする。という考え方をもとに、2008年「航空宇宙産業ビジネス倫理要綱」を策定した。その後、IFBEC年次大会にも参加し、情報収集を行い、会報を通じて会員企業に情報提供を行っているところである。

〔(一社) 日本航空宇宙工業会 国際部部長 川原 亘弘〕